

# 紀北町生活環境の保全に関する条例 の手引き

(令和2年4月改定)

紀 北 町

## は じ め に

「紀北町生活環境の保全に関する条例」の施行により、廃棄物の処理施設や公害を発生させるおそれのある事業場などを設置する場合のほか、規模の大きな土地の埋立てを行う場合には、当該事業を進める前に、届出と協議などの手続きが必要です。

この手続きは、事業の適正な施工と環境の保全との調和を図ることにより、現在及び将来の町民の健康で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的としており、当該事業計画に関する関係住民への説明、環境保全協定の締結、安全基準等の順守などのほか、町との協議が義務付けられています。

当該事業を行う場合には、快適な生活環境の保全にご協力ください。

## 目 次

1. 届出事業に該当する開発行為	1
2. 開発行為を行うに当たっての責務	3
3. 事業説明会の開催	4
4. 土地の埋立て等	6
5. 協議の開始	10
6. 協定の締結	11
7. 地位の継承の届出	11
8. 事業の完了	11
9. 罰則規定	12
10. 届出と協議に必要なもの	13
11. 届出と協議に要する規定の様式	17
12. 紀北町生活環境の保全に関する条例	31
13. 紀北町生活環境の保全に関する条例施行規則	35

## 1. 届出事業に該当する開発行為

生活環境の保全に関する条例の規定により、次に掲げる事業行為を行うには、町への届出と協議が必要であり、事業を実施するにあたっては土地周辺関係者等への事業説明、環境保全協定の締結及び施工にあたっての構造基準や環境基準の順守などが義務付けられています。

### （1）廃棄物の処理施設等で規則に定める施設の設置《条例第7条第1項第1号関係》

- (1) 産業廃棄物処理業の事業に要する施設
- (2) 汚染土壤処理業の施設の事業に要する施設
- (3) 既に設置されている上記施設を、次の①～③に変更する場合
  - ①敷地面積が変更前の敷地面積の1.5倍を超えて拡張されるとき（駐車場や緑地帯など、周辺環境に影響を及ぼさない敷地に係る面積は算入しません。）
  - ②新たに焼却施設を設置するとき
  - ③廃棄物又は汚染土壤を取り扱う処理工程において、敷地外へと排水をする施設に改修又は増設をするとき

### （2）公害を発生させるおそれのある事業場等で規則に定める施設の設置《条例第7条第1項第2号関係》

- (1) 採石業の施設の事業に要する施設
- (2) 畜産農業又はサービス業の用に供する施設
  - ア 豚房施設（50平方メートル未満の事業場を除く。）
  - イ 牛房施設（200平方メートル未満の事業場を除く。）
  - ウ 養鶏施設（2,000羽未満の事業場を除く。）
- (3) 食料品製造業の用に供する施設（日平均排水量50立方メートル未満の事業場を除く。）
- (4) パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設
- (5) 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
- (6) 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- (7) ゴルフ場
- (8) 廃油処理業の用に供する施設
- (9) 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設（日平均排水量50立方メートル未満の事業場を除く。）
- (10) 自動式車両洗浄業の用に供する施設（日平均排水量50立方メートル未満の事業場を除く。）
- (11) 一般廃棄物処理施設である焼却施設
- (12) 町長が紀北町環境保全審議会の意見を聴き、特に必要と認めたもの

### （3）土地の埋立て等《条例第7条第1項第3号関係》

- (1) 環境配慮区域（※1）の区域内又は隣接地で施工する事業のうち実測面積が1,000平方メートル以上の土地の埋立て等（3年以内に完了させた事業の事業区域の面積又は施工中の事業の事業区域の面積を合算して実測面積が1,000平方メートル以上になるものを含む。）
- (2) (1)以外の区域で施行する事業のうち実測面積が3,000平方メートル以上の土地の埋立て等（3年以内に完了させた事業の事業区域の面積又は施工中の事業の事業区域の面積を合算して実測面積が3,000平方メートル以上になるものを含む。）

※1 生活地のほか、道路や河川など住民の生活に密接な関係のある区域で規則に定める区域

### 【適用除外事業（届け出や協議の必要がない事業）】

関係法令に基づいて実施され、生活環境の保全上必要な措置が講じられているものと判断できる「国、地方公共団体等が行う公共事業」、「災害等のために必要な応急措置として行う事業」については、届出・協議の適用除外としています。

また、次の「他の法令等の許可を受ける事業」や「生活環境を損なわないものと考えられる事業」についても、適用除外としています。

#### （1）他の法令等の許可を受ける事業

- (1) 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第16条に規定する事業で、計画段階から地域住民との合意を図りながら進められる事業
- (2) 三重県汚染土壌処理業に関する指導要綱の手続により進められる事業
- (3) 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第9条の許可を受ける事業
- (4) 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第9条第7号に規定する法令又は条例の規定による許可、認可及びその他の処分による土地の埋立て等（事業区域から運搬距離50キロメートルを超える場所で発生した土砂による土地の埋立て等を除く。）
- (5) 紀北町水道水源保護条例第7条の協議に係る事業
- (6) 紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例第9条の許可を受ける事業
- (7) 法令若しくは条例の規定又はこれらに基づく処分の義務の履行として行う土地の埋立て等

#### （2）生活環境を損なわないものと考えられる事業

- (1) 条例施行前に既に設置されている廃棄物の処理施設等又は本条例の手続きを経て設置された廃棄物の処理施設等のうち、施設の改修又は増設をする場合（一定規模以上の敷地面積拡張、焼却施設又は排水をともなう施設である場合等は除く。）

- (2) 次に掲げる者が行う公益の用に供する事業に伴う土地の埋立て等（事業区域から運搬距離50キロメートルを超える場所で発生した土砂による土地の埋立て等を除く。）
- ア 森林組合法第3条に規定する森林組合が行う林業振興に関する整備
  - イ 土地改良法第5条に規定する土地改良区が行う農業振興に関する整備
  - ウ 高速道路株式会社法第1条に規定する者が行う道路及び附帯施設に関する整備
  - エ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う整備
  - オ 公衆の日常生活に欠くことができない道路、鉄道、上下水道、電力網及び通信網を所管する者が行う公益的な基盤に関する整備
- (3) 土地所有者が自ら居住する建築物を建築するために行う土地の埋立て等
- (4) 当該区域内及び隣接地から発生した土砂等を用いた土地の造成又はこれに類する土地の埋立て等
- (5) 町内で発生した土砂等を用いた土地の埋立て等のうち、基盤面から1メートル以内の盛土をするもの
- (6) 採石法、砂利採取法その他の法令等に基づく許可等により採取、搬入及び保管された土砂等の一時的な堆積行為
- (7) 運動場、駐車場及び道路その他施設の本来の機能を保持する目的で通常の管理行為として行う埋立て等
- (8) 農地の保全や農業経営の改善を目的とした土地改良（以下「農地改良」という。）のうち、次のいずれにも該当する土砂等の埋立ての行為
- ア 農地改良の承認を得るため、紀北町農業委員会に届け出るもの
  - イ 農作物の生育に適した耕作土が確保されるもの
  - ウ 工事期間が60日以内であるもの
  - エ 当該埋立ての行為が3,000平方メートル以内（隣接地への埋立て等の行為を含む。）で、農地改良のあと隣接する道路、水路や周辺農地と著しい段差が生じないもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、これらに類すると町長が認める事業

## 2. 開発行為を行うに当たっての責務

- （1）事業活動によって良好な自然環境及び生活環境への負荷を与えないよう、必要な措置を講じなければなりません。
- （2）事業活動による災害及び公害のおそれのある発生源について厳重に管理するとともに、被害が発生しないよう常時監視し、予防措置を講じなければなりません。

- (3) 生活環境に支障を生じさせるおそれのある事業活動をしようとするときは、あらかじめ町に必要な事項を報告するとともに、周辺の町民等に対しては、事業活動の周知に努めなければなりません。
- (4) 排出又は持込みをした廃棄物、環境基準（※2）を超える土砂のほか自然環境及び生活環境に悪影響を及ぼす物質等を、不法に廃棄及び処分してはなりません。
- (5) 従業員に対し、良好な環境を確保するための法令及び町が実施する環境保全施策について、その指導に努めなければなりません。
- (6) 事業行為が条例に違反した場合のほか、周辺環境を著しく損なっている場合には、町の指導や停止命令などに従わなければなりません。（※3）
- (7) 町が実施する「条例に規定される事業行為の場所」又は「公害が発生している場所」への調査又は検査に協力をしなければなりません。

※2 土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）別表に定める基準

※3 条例に違反した場合には、懲役や罰金などの罰則などが課される場合があります。（P12を参照）

### 3. 事業説明会の開催

条例第7条の規定による施設・事業場等を設置しようとする事業者（以下「開発事業者」という。）は、開発行為をする事業区域の土地周辺関係者に対し、事業説明をしなければなりません。

#### （1）「事業説明会」の開催

届出事業に該当する開発行為のうち、（1）廃棄物の処理施設等、（2）公害を発生させるおそれのある事業場等の施設を設置しようとする開発事業者（以下「開発配慮事業者」という。）は、事業説明会実施計画書（様式第5号）を町長に提出したうえで、当該開発行為の計画の詳細を土地周辺関係者に説明しなければなりません。その際土地周辺関係者から聴取した合理性のある意見については、可能な限り、事業計画に反映してください。

#### （2）土地周辺関係者の範囲

土地周辺関係者とは、以下に掲げる範囲の者です。

- ア 事業関係地（※4）に住所を有する者
- イ 事業関係地に事務所又は事業所を有する者
- ウ 事業関係地の事務所、事業所において勤務する者
- エ 事業区域に隣接する土地を所有する者
- オ その他、開発行為に係る事業区域に利害関係を有する者

土地周辺関係者は、開発配慮事業者に対し、生活環境の保全上の見地から意見を述べることができます。

※4 事業関係地とは、事業区域（事業を行う土地の区域）が位置する関係地域をいいます。具体的には、開発事業の計画区域にある自治会の区域とします。なお、当該自治会長の意向等必要に応じて、近隣自治会の区域も含めるものとします。

### （3）土地周辺関係者への説明の内容

事業説明会で開発配慮事業者が説明する内容は、事業主、施工者の住所・氏名、施設の種類、施設の規模又は能力、施設の設置場所、事業の目的及び計画の概要、事業の実施予定日、事業に伴う災害防止の方法等、協議・届出に関する事項です。

開発配慮事業者は、建築物及び施設の配置図、平面図並びに立面図、事業概要書及び排水系統図、土地周辺関係者から要請のあった資料等を提供した上で、上記の内容についての説明を行うとともに、意見やその理由を述べるための書類（任意様式）を用いる（意見やその理由を意見書として提出を促す）などの方法により、土地周辺関係者の意見を聴取しなければなりません。

### （4）事業説明会に関する報告書の提出

開発配慮事業者は、事業説明会を実施したときは、その結果を説明資料とともに、町長に報告（様式第6号 事業説明会実施報告書）しなければなりません。

説明会での意見等を事業計画に反映し、修正したときは、町長に報告（様式第7号 環境配慮報告書）するとともに、町長より補正を求められたときは、適切な措置を講ずるよう努めてください。

また、その修正した内容は土地周辺関係者に周知しなければなりません。

### （5）土地の埋立て等の開発行為を行う際の事業説明

届出事業に該当する開発行為のうち、条例第7条第1項第3号の規定による土地の埋立て等の開発行為をしようとする事業者は、関係地域の住民及び事業区域に隣接する土地所有者に事業説明を行なわなければなりません。

事業説明は、事業区域の位置及び面積、当該工事の内容、土砂搬入量・納入期間及び搬入方法、災害発生防止対策の内容、生活環境の保全対策の内容について周知し、理解を得られるよう努めなければなりません。

関係地域の住民とは、以下に掲げる範囲の者です。

- ア 事業区域が所在する区域の自治会（区長及び役員等）（※5）
- イ 事業区域から100メートル以内の土地に現に居住する住民
- ウ 事業区域から100メートル以内の土地の事務所又は事業所に勤務する者

※5 自治会への説明に際しては、当該自治会長の意向を踏まえて、必要な範囲に説明をしなければなりません。

## 4. 土地の埋立て等

### （1）土砂等とは

土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物を除くものをいいます。

具体的には、砂、礫、砂質土、礫質土、シルト、粘土などをいい、岩石や化石など自然物を含めて土砂等とします。

### （2）土地の埋立て等とは

土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積（製品の製造又は加工のための原材料のた  
い積を除く。）をいいます。

#### ① 埋立て

周辺地盤面より低い窪地を埋め立てること。

#### ② 盛土

周辺地盤面より高くなるように土砂等を盛り、かつ将来にわたってその形状が変更  
しないもの。

#### ③ 堆積

周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂等を堆積（短期間で移動する仮置き等  
を除く。）するものであり、将来その形状の変更が予定されているもの。

### （3）環境配慮区域とは

生活地、道路、用水路、排水路、河川、湖沼、ため池、耕作地、海岸、避難路など防  
災関連施設及び公共の施設が所在する場所をいいます。

また、生活地とは、半径 100 メートル以内にわたる区域の大半が宅地化されている区  
域及び住宅の周囲から概ね 100 メートルの区域内、また、官公署、病院及び診療所、教  
育文化施設、児童福祉施設、公園及び緑地の周囲から概ね 100 メートルの区域内をい  
ます。

### （4）届出・協議の対象となる土地の埋立て等

土地の埋立て等の面積が下記に掲げる規模以上となる場合、土地の埋立て等の開発行  
為をしようとする者（以下「土地開発事業者」という。）は、町長に届出、協議をしな  
ければなりません。

- (1) 環境配慮区域の区域内又は隣接地で施工する事業のうち 1,000 平方メートル以上  
の土地の埋立て等
- (2) 環境配慮区域以外の区域で施工する事業のうち 3,000 平方メートル以上の土地の  
埋立て等

(3) (1) (2) の区域に隣接又は近接する土地において、当該事業の事業主が当該事業を施工しようとする日前 3 年以内に完了させた事業の事業区域の面積又は施工中の事業の事業区域の面積を合算して、それぞれ 1,000 平方メートル、3,000 平方メートル以上になる埋立て等

#### (5) 事業に用いる土砂等の基準

土地の埋立て等に用いる土砂等は、土壤の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境省告示第 46 号）別表に定める環境基準値を超えてはなりません。

この基準は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい国内の基準であり、カドミウム、全シアン、有機リンなど 29 項目について、環境上の条件（基準）、測定方法が定められています。

町外で発生した土砂である場合には、当該土砂の埋め立て開始前までに、安全確認書類として「土壤分析表」「土砂等発生元証明書（様式第 14 号）」を発生元ごとに提出しなければなりません。さらに、改良土である場合には、水素イオン濃度指数が 4 以上 9 以下の範囲（証明書を要します。）でなければなりません。

#### 土壤安全基準（土壤の汚染に係る環境基準）

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1 ドラムにつき 0.01mg 以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本工業規格 K0102（以下「規格」という。）55 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法（規格 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。）又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 ドラムにつき 0.01mg 以下であること。	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1 ドラムにつき 0.05mg 以下であること。	規格 65.2 に定める方法
砒（ひ）素	検液 1 ドラムにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤 1 kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	検液 1 ドラムにつき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壤 1 kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 ドラムにつき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法

四塩化炭素	検液 1 ドラムにつき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン	検液 1 ドラムにつき 0.002mg 以下であること。	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 ドラムにつき 0.004mg 以下であること。	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 ドラムにつき 0.1mg 以下であること。	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 ドラムにつき 0.04mg 以下であること。	シス体にあっては日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあっては日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 ドラムにつき 1 mg 以下であること。	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 ドラムにつき 0.006mg 以下であること。	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 ドラムにつき 0.03mg 以下であること。	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 ドラムにつき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロブロペン	検液 1 ドラムにつき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 ドラムにつき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 ドラムにつき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 ドラムにつき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 ドラムにつき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 ドラムにつき 0.01mg 以下であること。	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふつ素	検液 1 ドラムにつき 0.8mg 以下であること。	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c)に定める方法及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1 ドラムにつき 1 mg 以下であること。	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1, 4-ジオキサン	検液 1 ドラムにつき 0.05mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法

#### 備考

- 測定は、土壤の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

※本表は、平成 3 年環境省告示第 46 号により抜粋し作成したものであり、詳細は本告示に従うこと。

## （6）土地開発事業者の責務

- 土壤汚染等を防止するため、埋立て等に使用する土砂等が安全であることを確認しなければなりません。
- 「土地の埋立て等の構造基準」に基づき、土砂等の流出等による災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければなりません。
- 事業区域の見やすい場所（当該事業区域の出入口付近）に、事業者の氏名又は名称その他必要な事項を記載した標識（様式第 9 号 土砂等による土地の埋立て等

に関する標識) を掲げなければなりません。

(4) 関係地域の住民及び隣接土地所有者に事業説明を行わなければなりません。

#### (7) 土地所有者の責務

(1) 土地開発事業者に土地を提供しようとするときは、事業区域及びその周辺の環境の破壊、災害が発生するおそれがないことを確認しなければなりません。

(2) 土地開発事業者が「2. 開発行為を行うに当たっての責務」を果たさないときは、当該開発事業者の代わりにその責務を果たさなければなりません。

#### (8) 土地の埋立て等の構造基準

災害の発生を防止するための必要な措置として、以下の構造基準を定めています。

土地の埋立て等の構造基準

種 別	処 置
埋立ての構造	<p>(1) 埋立て等の法面の勾配を 30 度以下とすること。</p> <p>(2) 埋立て等の高さを 15m 以内とすること。(三重県宅地等開発事業に関する技術マニュアルの盛土の章による盛土法面の安定性の検討と確保がされるものは除く。)</p> <p>(3) 埋立て等の高さが 5 m 以上である場合は、高さ 5 m ごとに幅 1 m 以上の中段を設けるとともに、前号の安定性の検討と確保がされる高さが 15m を超える盛土については、高さ 15m ごとに 3 ~ 5 m 以上の幅広の中段を設けること。</p> <p>(4) 埋立て等完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないよう、締固めその他の必要な措置を講ずること。</p> <p>(5) 滑りやすい土質の層がある土地において施工する場合は、滑りが生じないよう、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。</p> <p>(6) 著しく傾斜をしている土地において施工する場合は、滑り面とならないよう、地盤の斜面に段切り等の措置を講ずること。</p>
埋め立てる土砂等の性質	<p>(1) 廃棄物及び廃棄物混じりではないこと。</p> <p>(2) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成 3 年建設省令第 19 号)別表第 1 に掲げる第 1 種建設発生土、第 2 種建設発生土又は第 3 種建設発生土に該当するものであること。</p> <p>※ 利用する土砂は、環境基準値内であることに加え、町外で発生した土砂で改良土の場合には、水素イオン濃度指数が 4 以上 9 以下の範囲であることが必要です。</p>
事業区域の状況により必要となる構造	<p>(1) 擁壁を用いる場合は、構造を宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)の規定に適合するものとすること。</p> <p>(2) 事業区域の地下水及び雨水その他の地表水を有効かつ適切に排出することができるよう、排水施設を設置すること。</p> <p>(3) 埋立て等完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じる場合にあっては、擁壁の設置、石張り、植生工等によって風化その他の侵食に対して保護する措置を講ずること。</p>

※ 事業区域の状況により必要となる構造とは、「盛土法高が 15m を超える場合」「盛土が地山からの湧水、地表水の影響を受けやすい場合」「盛土が崩壊すると隣接地に重大な影響を与えるおそれがある場合」のほかこれに類する状況をいいます。

## 5. 協議の開始

### （1）事前相談について

本条例には、事前相談に関する規定はありませんが、計画している開発行為が協議対象の事業かどうか、また、協議対象の事業である場合には、手続きに関わる事項を事前のご確認していただくことは、その後の協議手続きを円滑に進める上でも有意義なことです。

開発行為を行う事業者の皆様には、下記の部署において事前に相談をお願いします。

〔相談窓口〕

紀北町役場 環境管理課 環境管理係

〒519-3292 三重県北牟婁郡紀北町東長島 769 番地 1 TEL : 0597-46-3121

### （2）協議の手続き

開発行為をしようとするときは、事前に町長に届出し、協議しなければなりません。

協議に必要な事項は、「事業の目的及び内容」、「事業を実施しようとする区域」、「事業の実施に係る環境に対する配慮措置」等とし、必要に応じて、事業説明会であった土地周辺関係者の意見に対する対策や環境保全協定の締結についても協議します。

土地の埋立て等の開発行為の場合には、「土砂等の安全性」、「埋立て等の構造基準」等についても協議が必要となります。

また、届出書類は、開発事業の種類により様式第1号から第4号の書類に、規則第7条第2項に掲げる必要図書を添付のうえ、町へ提出していただきます。提出部数については、正本1部、副本2部（うち1部は事業者に返付）とします。

なお、本条例に基づく開発行為の届出・協議は、関係法令等に基づく他の制度の許可、認可等の申請又は届出等を行う前にしなければなりません。

### （3）開発行為の着手

開発事業者は、「（2）事前協議の手続き」が完了したあとでなければ、開発行為に着手できません。

開発行為の実施には、本工事を行う前の準備として、必要な設備（機材置き場や進入路）の設置や既存物件の処理などを行う準備工も含みます。

また、開発行為を行うに当たって、他の法令等に基づく許認可等が必要な場合には、当該許認可等を受けてから開発行為に着手することになります。

### （4）条例施行前の開発行為について

条例の施行前から施工（開発時に必要な書類上の手続き等が終了しているものを含む。）されている開発行為については、届け出と協議は必要ありません。

### （5）計画の変更について

開発行為の計画を変更しようとするときは、変更届に、変更事項に関する書類図面等を添えて、あらかじめ町長に届出をしなければなりません。

変更の届出にあたっては、条例第7条（開発行為の届出）から第10条（土地の埋立て等の指導）までの規定が準用されますので、「開発行為届出書（様式第1号）」、「開発行為計画書（様式第2号）」をそれぞれ「開発行為変更届出書」、「開発行為変更計画書」と読み替えて対応してください。

なお、次の軽易な事項の変更については、変更内容の報告をしてください。

- ① 事業を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限ります。）
- ② 事業に用いる土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量の減少に限る。）
- ③ 事業の施工に関する計画の変更（①、②に掲げる事項の変更に伴うものに限る。）
- ④ 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更
- ⑤ 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更

## 6. 協定の締結

開発事業者は、町長から環境保全に資する協定の締結を要請されたときは、協定の締結に応じなければなりません。

## 7. 地位の継承の届出

許可を受けた者が当該許可に係る事業の権限を譲り渡し、または許可を受けた者について相続、合併もしくは分割があったときは、当該許可に係る事業の権限を譲り受けた者、または相続人、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人もしくは分割により当該事業を行う権限を継承した法人は、許可を受けた者の地位を継承します。

その継承した日から15日以内に、事業主地位継承届出書（様式第11号）に継承の事実を証する書類を添えて提出してください。

## 8. 事業の完了

開発事業者は、当該届出に係る開発行為を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、開発行為完了報告書（様式第10号）を提出し、確認を受けなければなりません。

## 9. 罰則規定

下記に記載する指導・命令及び条例に違反した場合、罰則が科せられます。

- ①当該の開発行為が本条例に違反して事業を施工しているとき、及び自然環境又は生活環境を著しく損なっている者があると認めるときで、命令に違反した者  
… 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ②廃棄物の処理施設等で規則に定める施設の設置、公害を発生させるおそれのある事業場等で規則に定める施設の設置又は土地の埋立て等で条例第7条第1項に規定する開発行為を虚偽の届出により当該事業に着手した者  
… 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ③廃棄物の処理施設等で規則に定める施設の設置、公害を発生させるおそれのある事業場等で規則に定める施設の設置又は土地の埋立て等で条例第7条第1項に規定する開発行為の届出をせず当該事業に着手した者  
… 50万円以下の罰金
- ④次の各号のいずれかに該当する者  
… 30万円以下の罰金
  - (1) 必要な立入調査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
  - (2) 必要な報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

## 10. 届出と協議に必要なもの

### (1) 開発行為ごとの書類一覧

番号	種別	明示すべき事項	様式	開発行為の区分		
				1号	2号	3号
1	開発行為届出書	事業の名称、事業の実施場所、事業区域の面積（実測）、事業区域の土地の現況、事業の内容、着手・完了予定年月日、概算事業費、事業施工者・設計者の住所及び氏名等	第1号（その1）	○	○	
		事業の目的、埋立て等の種別、事業の実施場所、事業区域面積（実測）、事業期間、事業施工者等	第1号（その2）			○
2	開発行為計画書	条例第7条第1項第1号関係 三重県産業廃棄物処理指導要綱第10条の事業計画書、三重県汚染土壤処理業に関する指導要綱第3条の事業計画書又はこれらに準ずるもの	第2号（その1）	○		
		条例第7条第1項第2号関係 紀北町水道水源保護条例施行規則第3条の対象事業協議書又はこれに準ずるもの	第2号（その1）		○	
		条例第7条第1項第3号関係 土砂等の発生場所、事業名、土砂等の種類、搬入量（全体・1日）、作業機械の種類及び台数、完了後の利用計画、作業時間、安全対策、周辺対策	第2号（その2）			○
3	事業区域の図面及び付近見取図	事業を実施する区域を示す図面及びその付近見取図 ・方位、道路及び目標物（駅、公共建物、河川等）を明示したもの	任意	○	○	○
4	公図の写し及び周囲の土地利用状況	公図の写し及び周囲の土地利用状況 ・公図の写しは、事業区域及び周辺区域を含んだものであること ・公図の写しには、一筆ごとに地番、権利者、地目及び公簿面積を記入のうえ、事業区域を赤線で囲むこと	任意	○	○	○
5	法人の定款及び登記事項証明書	開発行為をしようとする者が法人である場合は、その法人の定款及び登記事項証明書（法人登記全部事項証明書）	任意	(○)	(○)	(○)
6	土地の登記事項証明書	事業区域の土地の登記事項証明書（全部事項証明書） ・届出日前3ヶ月以内のもの	任意	○	○	○

番号	種別	明示すべき事項	様式	開発行為の区分		
				1号	2号	3号
7	開発行為の事業契約書の写し	事業者が事業区域の土地の所有者等でない場合は、開発行為の事業契約書の写し ・事業者と土地所有者が異なる場合に添付すること	任意	(○)	(○)	(○)
8	土地権利者の承諾書及び印鑑登録証明書	事業区域に係る土地権利者の承諾書及び印鑑登録証明書 ・事業者と土地所有者が異なる場合に添付すること ・事業区域の土地について、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権又は賃借権等の権利を有する者がいる場合は、その者の同意を証する書類 ・印鑑登録証明書は、届出日前3ヶ月以内のもの	第3号 任意	(○)	(○)	(○)
9	事業者の印鑑登録証明書	事業者の印鑑登録証明書(法人の場合は、当該法人に係る印鑑登録証明書) ・届出日前3ヶ月以内のもの	任意	○	○	○
10	搬入経路図及び付近の現況写真	事業に係る搬入経路図及び付近の路面等の状況が確認できる現況写真 ・必要な場合は、交通誘導員を配置する箇所を記入すること ・土地の埋立て等の場合は、標識を設置する箇所を記入すること	任意	○	○	○
11	平面図及び縦横断面図	現況平面図及び現況縦横断面図並びに計画平面図及び計画縦横断面図 ・建築物、施設については、寸法、間取並びに開口部を明示した各階平面図及び各階断面図	任意	○	○	○
12	境界確定図及び写真	事業区域の境界杭明示図又は境界確定図及び境界杭の写真 ・全ての隣地所有者の立会を得て境界確定された測量図(実測平面図、求積図等を一つの図面にまとめたもの) ・隣地土地所有者と土地境界を確認したことを証する書面(署名押印したもの) ・境界杭の写真(関係所有者との境界立会写真)	任意	○	○	○
13	誓約書	条例を遵守し、当該事業により、道路、水路等の公共施設を破損した場合は、早急に復旧することの誓約書	第4号	○	○	○
14	工程表	工程表 ・事業の着手予定から完了予定までの過程、期間、工数等についての計画表	任意	○	○	○

番号	種別	明示すべき事項	様式	開発行為の区分		
				1号	2号	3号
15	道路管理者との協議済書類	<p>道路管理者との協議済書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業の時間帯、交通規制等について、道路の管理者又は警察と協議したことを証する書類（協議書）を添付すること</li> <li>・道路、水路を占用する場合は、それぞれの管理者から許可を受けた上で、許可証の写し等を添付すること</li> </ul>	任意	○	○	○
16	事業説明経過書類	<p>関係地域の住民及び事業区域に隣接する土地所有者への事業説明経過書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明を行った者の住所、氏名、説明を行った日時、場所、事業説明の内容、結果（意見等）、説明に用いた資料等を添付すること</li> </ul>	任意			○
17	説明会実施計画書	<p>事業の名称、種類、事業区域、事業説明会の開催予定日、開催場所等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会に用いる説明資料（予定）を添付すること</li> </ul>	第5号	○	○	
18	説明会実施報告書	<p>事業の名称、種類、開催日時、場所、出席人数、説明会の内容、結果（住民の意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明を受けた者及び説明を行った者の名簿を添付すること</li> <li>・説明会における説明資料を添付すること</li> <li>・説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに作成すること</li> </ul>	第6号	○	○	
19	環境配慮報告書	<p>事業の名称、種類、目的、説明会の実施区域、事業の実施に係る環境に対する配慮措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業説明会の議事録を添付すること</li> </ul>	第7号	○	○	
20	安全確認書類 (土壤分析表)	<p>町外で発生した土砂にあっては、基準値内の土砂等であることを証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）別表に定める項目（29項目）</li> <li>・環境計量証明事業者（計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による登録を受けた者であって、計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）別表4において、水又は土壤中の物質の濃度に係る事業に区分される者）が試料を採取し、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）別表の測定方法の欄に掲げる方法により測定すること</li> </ul>	任意			(○)

番号	種別	明示すべき事項	様式	開発行為の区分		
				1号	2号	3号
21	安全確認書類 (イオン濃度 指数)	町外で発生した土砂で、当該土砂が改良土のときには、水素イオン濃度指数4以上9以下の範囲であることを証する書類 ・検査の方法は、「地盤工学会基準」の土懸濁液のpH試験方法によること。	任意			(○)
22	安全確認書類 (土砂等発生 元証明書)	土砂等の発生場所ごとに発生元が特定できる書面 ・町内で発生した土砂にあっては、発生場所ごとに発生元が特定できる書面 ・町外で発生した土砂にあっては、土砂等発生場所の工事と発生元の情報（土地の履歴等が確認できるもの）	第14号			○
23	環境保全協定 書	事業区域周辺の災害防止及び環境の保全について、町と事業者が取り交わすもの ・環境影響の自主測定、事業の稼働時間、事故時等の措置等	任意	(○)	(○)	(○)
24	その他の書類 及び図面	その他町長が必要と認める書類及び図面 ・水利組合等利害関係を有するものとの覚書、協定書又は同意書等 ・給排水の系統図（排水経路は流出河川までを明示） ・土砂の埋立て等について、埋立て等の高さが15mを超える場合には、埋立て等の構造の安定計算書 ・開発行為を行う上で、関連する法令等がある場合、それに基づく許可証や届出受理書等の写し ・その他事業行為の内容により必要と認められるもの	任意	(○)	(○)	(○)
25	理由書	番号1から24までの書類の提出が困難等である場合には、その理由を記載した書類	任意	(○)	(○)	(○)

※ 開発行為の区分1号は、条例第7条第1項第1号に規定する廃棄物の処理施設等、2号は同条第2号に規定する公害を発生させるおそれのある事業場等、3号は、同条第3号に規定する土地の埋立て等の開発行為とする。

※「(○)」は、協議を行う上で、必要に応じて提出するものとする。

## (2) 協議内容

開発行為計画と届出関係書類の内容協議においては、概ね次の1から9の事項等について協議がされます。

### 1 周辺対策

- (1) 事業の施工にあたっては、粉塵、騒音、悪臭、振動、土砂の流出等の防止対策が講じられ、周辺の生活環境が損なわれないこと。
- (2) 事業区域周辺の生活地、農地(農作物を含む。)、山林保全、自然環境等、被害を起こさな

いよう適切な処置が講じられること。

(3) 施設、道路及び河川等に損傷又は支障等を発生させた場合は、直ちに補修し、原状に復すこと。

(4) 道路へ飛散した資材、土砂等は、直ちに清掃すること。

## 2 作業時間

(1) 作業時間は、原則として午前9時から午後5時までとすること。

(2) 日曜日、祝日及び年末年始は、原則として作業を中止すること。

## 3 交通対策

(1) 搬入及び搬出路については、あらかじめ町と協議すること。

(2) 搬入及び搬出路が通学路に指定されている場合は、関係機関と協議し、登校時間帯における搬入及び搬出車両の通行禁止等必要な措置を講ずること。

(3) その他関係機関と協議し、交通安全対策について必要な措置を講ずること。

## 4 安全対策

(1) 事業区域内に、みだりに人が立ち入るのを防止する措置がされること。

(2) 安全・公害防止のため設置する囲い等は、容易に転倒、破壊がされないものとすること。

## 5 保安距離

(1) 事業区域と隣接地との距離は、災害時に備え、十分な保安距離をとること。

(2) 施工範囲については、隣接境界から十分な保安距離をとること。

## 6 事故対策

(1) 町民の生命及び財産に対する危害、迷惑を防止するため、必要な措置を講ずること。

(2) 工事施工中、工事の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷が生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、応急処置等の必要な措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について遅滞なく報告すること。

## 7 防災対策

(1) 工事中は、災害防止に努めるとともに、責任者と常時の連絡がとれる体制であること。

(2) 万一災害が発生した場合は、責任をもって解決にあたること。

## 8 環境保全対策

(1) 必要に応じて、現況地目や自然景観に即した植栽などが行われること。

(2) 工事全般にわたって、工事着手前、中間、完了等それぞれの時点で写真撮影を行い、記録及び保管すること。

## 9 その他

(1) 環境保全に資する協定が締結された場合には、協定の内容に関する措置がされること。

(2) 開発行為の内容により、特に必要と考えられる措置をとること。

# 11. 届出と協議に要する規定の様式

協議に要する規定の様式はつぎのとおりです。

様式第1号（その1）（第7条関係）

開発行為届出書

年 月 日

紀北町長 様

届出者 住 所

氏 名

（電話 - - - - - ）

（法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名）

紀北町生活環境の保全に関する条例第7条第3項の規定により、開発行為の事業計画について、次のとおり届け出ます。

事業の名称	
事業の実施場所	紀北町
事業区域の面積	m <sup>2</sup>
事業区域の土地の現況	
事業の内容	
事業着手予定年月日	年 月 日
事業完了予定年月日	年 月 日
概算事業費	円
事業施工者 (住所、氏名)	
設計者 (住所、氏名)	
参考 (利用計画等)	

備考 1 開発行為の種別（条例第7条第1項第1号及び第2号）により、適宜作成する。

2 添付書類は、様式第2号（その1）の関係法令に準ずるものとする。

様式第1号（その2）（第7条関係）

開発行為（土地の埋立て等）届出書

年 月 日

紀北町長 様

届出者 住 所  
氏 名  
(電話 - - - )

(法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名)

紀北町生活環境の保全に関する条例第7条第3項の規定により、開発行為（土地の埋立て等）の事業計画について、次のとおり届け出ます。

目 的	
埋立て等の種別	1. 埋立て 2. 盛 土 3. 堆 積
事業の実施場所	紀北町
事業区域面積 (埋立て等の量、高さ)	$m^2$ (埋立て等量 $m^3$ 、埋立て等高さ m)
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業施工者	住 所 氏 名 連絡先
備 考	

開発行為計画書

開発行為計画書は、次のとおりとする。

1 廃棄物の処理施設等で規則に定める施設の設置（条例第7条第1項第1号関係）

次のいずれかに準ずるものとする。

（1）三重県産業廃棄物処理指導要綱（平成10年三重県要綱）第10条の「事業計画書」又はこれに準ずるもの

（2）三重県汚染土壌処理業に関する指導要綱（平成30年三重県要綱）第3条の「事業計画書」又はこれに準ずるもの

2 公害を発生させるおそれのある事業場等で規則に定める施設の設置（条例第7条第1項第2号関係）

（1）紀北町水道水源保護条例施行規則（平成22年紀北町規則第23号）第3条の「対象事業協議書」又はこれに準ずるもの

3 町長が指示した事項を記載したもの

様式第2号（その2）（第7条関係）

開発行為（土地の埋立て等）計画書

土砂等の発生場所					
土砂等の発生に係る事業名					
土砂等の種類					
搬入量	全 体	m <sup>3</sup>			
	1 日	t 車	台	m <sup>3</sup>	
作業機械の種類及び台数					
埋立て等完了後の利用計画					
埋立て等の作業時間		午前・午後	時から	午前・午後	時まで
安 全 対 策		1. 法面の保護方法 2. 雨水排水対策 3. その他の対策			
周 辺 対 策		1. 事業区域の住民及び隣接土地所有者への事業説明 2. 騒音・振動・粉じん等の対策 3. その他の対策			
特 記 事 項					

（注）土砂の運搬の搬入経路図を添付すること。

様式第3号（第7条関係）

土 地 権 利 者 の 承 諾 書

年 月 日

紀北町長 様

届出者 住 所

(権利者) 氏 名 印

(電話 - - - )

(法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名)

私が権利を有する次の土地について、開発行為（埋立て等）を行うことに同意します。

土地の所在地	地 目	面 積 (m <sup>2</sup> )	権利の種別	備 考

(注) 1 権利の種別の欄には、所有権、抵当権、仮登記権その他権利を記入すること。

2 権利者の印は実印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。

誓 約 書

年 月 日

紀北町長 様

事 業 者 住 所  
氏 名  
(電話 - - - )  
(法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名)

土地所有者等 住 所  
氏 名  
(電話 - - - )  
(法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名)

次の土地の埋立て等の開発行為を行うにあたっては、紀北町生活環境の保全に関する条例を遵守するとともに、事業施工中及び完了後においても、これが起因と認められる発生被害（道路、水路、水道等公共の施設の破損を含む。）については、その補償の請求に応じ自らの責任において苦情及び紛争を解決することを連帶して誓約します。

記

土地の所在	地 番	地 目	面積 (m <sup>2</sup> )	備 考

様式第5号（第8条関係）

事業説明会実施計画書

年 月 日

紀北町長 様

届出者 住 所

氏 名

（電話 - - - - - ）

（法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名）

紀北町生活環境の保全に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり開発行為についての事業説明会を実施します。

事業の名称	
事業の種類	
事業区域	
事業説明会の開催予定日	年 月 日
事業説明会の開催場所	紀北町
関係書類の配付方法	
その他周知措置	

様式第6号（第8条関係）

事業説明会実施報告書

年 月 日

紀北町長 様

届出者 住 所

氏 名

（電話 - - - - - ）

（法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名）

紀北町生活環境の保全に関する条例第8条第1項の規定により、開発行為についての事業説明会を実施したので、次のとおり報告します。

事業の名称	
事業の種類	
開催日時	年 月 日
開催場所	紀北町
出席人数	
事業説明会の内容等	
事業説明会の結果 (住民の意見等)	

- (注) 1 事業説明会において説明を受けた者及び説明を行った者の名簿を添付すること。  
2 事業説明会における説明資料を添付すること。  
3 説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに作成すること。  
4 事業説明会の内容等は、具体的に記入すること。

環 境 配 慮 報 告 書

年 月 日

紀北町長 様

届出者 住 所

氏 名

（電話 - - - - - ）

（法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名）

紀北町生活環境の保全に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事 業 の 名 称	
事 業 の 種 類	
事 業 の 目 的	
事業説明会の実施区域	
事業の実施に係る環境に対する配慮措置	（事業説明会、審査意見書等に対する対応及び修正内容）
その他参考となる事項	

（注）事業説明会の議事録を添付すること。

様式第9号（第10条関係）

土砂等による土地の埋立て等に関する標識	
届出年月日及び番号	年 月 日 第 号
土地の埋立て等の目的	
土地の埋立て等を行う 場 所 の 所 在 地	紀北町
土地の埋立て等を行う者 の住所、氏名及び連絡先	住 所 氏 名 (法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名) 連絡先
事 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
作 業 時 間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
事 業 区 域 の 面 積	m <sup>2</sup>
土地の埋立て等に用いる 土砂等の発生の場所 及 び 予 定 数 量	発生場所 予定数量 m <sup>3</sup>
施工管理者の氏名	

※寸法は、縦100cm以上で横70cm以上とする。

様式第 10 号 (第 12 条関係)

開 発 行 為 完 了 届 出 書

年 月 日

紀北町長 様

届出者 住 所

氏 名

(電話 - - - )

(法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名)

紀北町生活環境の保全に関する条例第 15 条の規定により、開発行為の完了報告について、次のとおり届け出ます。

事 業 届 出 年 月 日	年 月 日 第 号
事 業 の 名 称	
事 業 の 実 施 場 所	紀北町
事 業 区 域 の 面 積 (埋立て等の量、高さ)	$m^2$ (埋立て等量 $m^3$ 、埋立て等高さ m)
事 業 完 了 年 月 日	年 月 日
事 業 施 工 者 (住所、氏名、連絡先)	
現 場 管 理 者 (住所、氏名、連絡先)	

(注) 開発行為の区分が、土地の埋立て等の場合、工程写真を添付すること。

様式第 11 号 (第 13 条関係)

事 業 主 地 位 繙 承 届 出 書

年 月 日

紀北町長 様

継承者 住 所

氏 名 印

(電話 - - - )

(法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名)

下記のとおり事業主の地位を継承しましたので、紀北町生活環境の保全に関する条例第 17 条の規定により届け出ます。

なお、今後この開発行為の施工に当たって、紀北町生活環境の保全に関する条例及び関係法令並びに被継承人が貴職と 年 月 日付けで締結した環境保全協定書の条項を忠実に遵守することを誓約いたします。

被 繙 承 者	住 所		
	氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
継 承 の 原 因		被 繙 承 者 と の 関 係	
継 承 年 月 日	年 月 日		
被継承者の届出 年月日及び番号	年 月 日 第 号		

(注) 継承の原因が相続の場合は継承者の戸籍謄本等を、合併の場合は合併後の法人の登記事項証明書を添付すること。なお、継承者の印は、実印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。

様式第14号（第10条関係）

土砂等発生元証明書

年 月 日

届出をした者の氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

様

土砂等を発生させた者

住 所

氏 名

印

（電話 - - - ）

（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）

紀北町生活環境の保全に関する条例第7条第1項の届出に係る埋立て等区域に搬出する土砂等は、次の場所から発生したものであることを証明します。

工事等の名称	
工事等の施工場所	
工事等の発注者	
工事等の施工期間	
搬出する土砂の量	m <sup>3</sup>
搬出する土砂等の区分種類	
搬出する土砂等を使用する埋立等区域の位置	

注：搬出する土砂等の区分種類の欄には、国土交通省令による土質区分基準（第1種～第3種建設発生土）の区分を記載すること。

当該土砂が改良土である場合には、安定処理をした場所と事業場の名称及び土砂の性状を安定処理した方法と成分を記載すること。

## 12. 紀北町生活環境の保全に関する条例

### ○紀北町生活環境の保全に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、「自然と共生の町」宣言の理念に基づき、自然と良好な環境を守るための措置その他環境保全に必要な事項を定めることにより、事業活動と町民生活との調和を図り、もって現在及び将来の町民の健康を保護するとともに、安全な生活環境を確保することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境 自然の生態系に占める土、地形、大気、水及び動植物をいう。
- (2) 生活環境 人の生活に係る環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産、動植物並びにその生息及び育成環境を含むものをいう。
- (3) 事業者 町内において事業活動を行う者をいう。
- (4) 町民等 町の住民、旅行者、滞在者又は土地建物の占有者若しくは管理者等をいう。
- (5) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる水質の汚濁、大気の汚染、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康若しくは生活環境又は自然環境に被害が生ずることをいう。
- (6) 環境配慮区域 生活地のほか、道路や河川など住民の生活に密接な関係のある区域で規則に定める区域をいう。
- (7) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土又は堆積をする行為をいう。
- (8) 事業区域 事業を行う土地の区域をいう。

#### (町の責務)

第3条 町は、町民の健康で快適な生活を確保するため、良好な自然環境と生活環境を確保する施策(以下「環境保全施策」という。)を講じなければならない。

#### (事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動によって良好な自然環境及び生活環境への負荷を与えないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業活動による災害及び公害のおそれのある発生源について厳重に管理するとともに、被害が発生しないよう常時監視し、予防措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、生活環境に支障を生じさせるおそれのある事業活動をしようとするときは、あらかじめ町に必要な事項を報告するとともに、周辺の町民等に対しては、事業活動の周知に努めなければならない。
- 4 事業者は、排出又は持込みをした廃棄物(放射性物質及びこれによって汚染された物質を含む。)、規則で定める環境基準を超える土砂のほか自然環境及び生活環境に悪影響を及ぼす物質等を、不法に廃棄及び処分してはならない。
- 5 事業者は、従業員に対し、良好な環境を確保するための法令及び町が実施する環境保全施策について、その指導に努めなければならない。

#### (町民等の責務)

第5条 町民等は、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって、潤いある豊かな環境を損なうことのないようお互いに配慮するとともに、環境の保全上の支障を防止するため、生活その他の活動に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 2 町民等は、町が実施する環境保全施策に積極的に参画し、協力するよう努めるものとする。
- 3 前条第4項の規定は、町民等について準用する。

#### (条例の運用)

第6条 町は、この条例の運用に当たっては、関係法令の目的と効果を阻害しないように運用しなければならない。

#### (開発行為の届出)

第7条 次の各号に定める開発行為(以下「開発行為」という。)をしようとする事業者(以下「開発事業者」という。)は、あらかじめ町長に届出をし、第3項に規定する事項を届け出るほか、規則で定める事項を届け出なければならない。

- (1) 廃棄物の処理施設等で規則に定める施設の設置
- (2) 公害を発生させるおそれのある事業場等で規則に定める施設の設置

(3) 土地の埋立て等で次のア又はイの開発行為

ア 環境配慮区域の区域内又は隣接地で施工する事業のうち実測面積が1,000平方メートル以上の土地の埋立て等(その区域に隣接又は近接する土地において、当該事業の事業主が、当該事業を施工しようとする日前3年以内に完了させた事業の事業区域の面積又は施工中の事業の事業区域の面積を合算して実測面積が1,000平方メートル以上になるものを含む。)

イ ア以外の区域で施工する事業のうち実測面積が3,000平方メートル以上の土地の埋立て等(その区域に隣接又は近接する土地において、当該事業の事業主が、当該事業を施工しようとする日前3年以内に完了させた事業の事業区域の面積又は施工中の事業の事業区域の面積を合算して実測面積が3,000平方メートル以上になるものを含む。)

2 次に掲げる事業については、前項の規定は適用しない。

(1) 国、地方公共団体等が行う公共事業(事業区域から運搬距離50キロメートルを超える場所で発生した土砂の民有地への埋立て等を除く。)

(2) 災害等のために必要な応急措置として行う事業

(3) 生活環境を損なわないと考えられる事業で、規則で定めるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、他の法令等の許可を受ける事業で、規則で定めるもの

3 開発行為の届出に必要な事項は、次のとおりとし、開発行為の届出は関係法令等に基づく許可、認可等の申請又は届出を行う前にしなければならない。

(1) 事業の目的及び内容

(2) 事業を実施しようとする区域

(3) 事業の実施に係る環境に対する配慮措置

(4) 前3号に掲げるもの以外で、町長が特に必要と認めるもの

4 町長は、前項の届出をした開発事業者に対して、条例の目的を達成するために必要な措置を講ずるよう協議を求めることができる。

5 開発事業者は、前項の協議を求められたときは、これに応じなければならない。

(事業説明会の開催)

第8条 前条第1項第1号及び第2号の施設の設置をしようとする開発事業者(以下「開発配慮事業者」という。)は、開発行為をする事業区域の土地周辺関係者に対する事業説明会を開催しなければならない。

2 土地周辺関係者は、開発配慮事業者に対し、生活環境の保全上の見地から意見を述べることができる。

3 町長は、開発配慮事業者が正当な理由がなく第1項の事業説明会を開催しないときは、当該事業者に対し、期限を付して、事業説明会を開催するよう求めなければならない。

(環境への配慮)

第9条 開発配慮事業者は、誠意を持って前条第2項の規定により述べられた土地周辺関係者の意見のうち、合理性のある意見については、当該開発行為の事業計画に反映させるよう努めるものとする。

2 開発配慮事業者は、当該開発行為について前項の意見を事業計画に反映し修正したときには、次に掲げる事項を町長に報告するとともに、その内容を土地周辺関係者に周知しなければならない。

(1) 土地周辺関係者の意見に対する対応計画

(2) 前号の対応を踏まえた修正後の協議事項の内容

(3) 前2号に掲げるもの以外で、町長が特に必要と認めるもの

3 町長は、前項第2号の規定による対応の妥当性を確認するため、専門家等からの意見を聴き、開発配慮事業者に対し適切な対策を講ずるよう求めるものとする。

4 町長は、前項の対策を求めるときにあって、環境保全施策上必要と認められる場合は、第22条に規定する紀北町環境保全審議会の意見を聞くものとする。

(土地の埋立て等の指導)

第10条 町長は、開発事業者のうち、第7条第1項第3号の土地の埋立て等の行為をしようとする者(以下「土地開発事業者」という。)が開発行為の届出をしたときには、次に掲げる事項について必要な指導及び助言に努めるものとする。

(1) 土壤汚染等を防止するため、埋立て等に使用する土砂等が安全であることを確認すること。

(2) 規則に定める構造基準に基づき土砂等の流出等による災害の発生を防止するため必要な措置を講じること。

(3) 事業区域の見やすい場所に、事業者の氏名又は名称その他必要な事項を記載した標識を掲げること。

(4) 事業区域が位置する関係地域の住民及び事業区域に隣接する土地所有者に事業説明を行うこと。

2 土地開発事業者は、前項各号に規定する町の指導に従い、第4条に規定する事業者の責務を果たさなければならない。

(土地所有者の責務)

第11条 開発行為の事業区域の土地所有者は、開発事業者に土地を提供しようとするときは、事業区域及びその周辺の環境の破壊、災害が発生するおそれがないことを確認しなければならない。

2 土地所有者は、開発事業者が第4条に規定する責務を果たさないときは、当該開発事業者に代わりその責務を果たさなければならない。

(環境保全協定の締結)

第12条 町長は、町民の健康で文化的な生活の確保のため必要と認める場合は、開発事業者に対して環境保全に資する協定の締結を要請し、事業者はこれに応じなければならない。

(開発行為の禁止)

第13条 開発事業者は、第7条に規定する届出にともなう協議及び、必要な手続を経ないで当該開発行為をしてはならない。

(開発行為の変更届)

第14条 開発事業者は、開発行為の計画を変更しようとするときは、あらかじめ町長に届出をしなければならない。

(事業の完了)

第15条 開発事業者は、当該事業が完了したときは、その日から10日以内に町長に完了を報告し、確認を受けなければならない。

(紛争の解決)

第16条 開発事業者は、環境の保全に最大限の努力をするとともに、その事業活動に係る紛争が生じたときは、誠意を持ってその解決に当たなければならない。

(地位の継承)

第17条 第7条の届出をした開発事業者の地位を継承しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ町長に届け出なければならない。

(開発行為等に対する指導等)

第18条 町長は、開発行為がこの条例に違反して事業を施工しているときは、開発事業者に対し改善するよう指導し、又は勧告することができる。

2 町長は、自然環境又は生活環境を著しく損なっている者があると認めるときは、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

3 町長は、前2項に掲げる指導又は勧告に従わないときは、当該行為の停止を命じ、又は期限を定めて必要な措置をとることを命じることができる。

(違反事実の公表)

第19条 町長は、開発事業者が第7条から第11条まで、第13条及び第17条の規定に伴う違反、指導及び勧告に従わない者について、その事実を公表することができる。

(立入調査等)

第20条 町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、第7条第1項に規定する開発行為の場所又は公害が発生していると認められる場所に立ち入らせ、状況を調査させ、又は検査させることができる。

2 調査員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴収)

第21条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、町民の健康で安全かつ快適な生活環境を阻害し、又は阻害するおそれのある者及びその関係者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の設置)

第22条 町長は、環境保全施策の推進及び開発配慮事業者の開発行為に関する事項を調査審議するため、紀北町環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。

2 審議会は、町長の諮問に応じ調査及び審議する。

3 審議会は、前項の調査及び審議において、参考人を招致して意見を求めることができる。

(組織)

第23条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 公共的団体等の職員

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他町長が必要と認める者

- 3 委員の任期は、町長の諮問に係る審議の答申までとする。
- 4 町長は、委員が欠けたときは、後任の委員を委嘱することができる。  
(会長及び副会長)  
第24条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
  - 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(国及び他の地方公共団体との連携)  
第25条 町は、環境保全施策を進めるため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体と連携してその施策を推進するとともに、国及び他の地方公共団体に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。  
(施策の推進)  
第26条 町長は、町の機関相互の緊密な連携及び調整を図り、環境保全施策を推進するための体制を整備するものとする。
    - 2 町長は、環境保全施策の推進につき、必要な財政的措置を講ずるものとする。
    - 3 町長は、環境の状況を把握し、及び環境保全施策を適正に推進するために必要な調査、監視及び測定に関する体制を整備するものとする。  
(委任)  
第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。  
(罰則)  
第28条 第18条第3項の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
第29条 第7条第1項に規定する開発行為を虚偽の届出により当該事業に着手した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
第30条 第7条第1項に規定する開発行為の届出をせず当該事業に着手した者は、50万円以下の罰金に処する。  
第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
      - (1) 第20条第1項の規定による立入調査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
      - (2) 第21条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。  
第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第28条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

## 13. 紀北町生活環境の保全に関する条例施行規則

### ○紀北町生活環境の保全に関する条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、紀北町生活環境の保全に関する条例(平成31年紀北町条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 条例第2条第6号に規定する環境配慮区域は、生活地(紀北町旅館建築の規制に関する条例(平成17年紀北町条例第102号)第3条各号に定める区域内)、道路、用水路、排水路、河川、湖沼、ため池、耕作地、海岸、避難路等防災関連施設及び公共の施設が所在する場所とする。

#### (土砂等の基準)

第3条 条例第4条第4項に規定する環境基準は、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表に定める環境基準値(以下「環境省基準」という。)とする。

2 検査方法は、環境省基準に定める測定方法によるものとする。

#### (廃棄物の処理施設等)

第4条 条例第7条第1項第1号に規定する廃棄物の処理施設等は、次に掲げるものとする。

(1) 産業廃棄物処理業の事業に要する施設

(2) 汚染土壤処理業の施設の事業に要する施設

2 既に設置されている前項各号の廃棄物の処理施設等であっても、次に掲げる場合には、条例第7条第1項第1号に規定する廃棄物の処理施設等とみなす。

(1) 敷地面積が変更前の敷地面積の1.5倍を超えて拡張されるとき。この場合において、事務所、駐車場及び緑地等、施設の設置目的である処理工程に作用する因果がなく、かつ、周辺環境に影響を及ぼさない敷地に係る面積は、算入しない。

(2) 新たに焼却施設を設置するとき。

(3) 廃棄物又は汚染土壤を取り扱う処理工程において、敷地外へと排水をする施設に改修又は増設をするとき。

#### (事業場等)

第5条 条例第7条第1項第2号に規定する公害を発生させるおそれのある事業場等は、次に掲げるものとする。

(1) 採石業の施設の事業に要する施設

(2) 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

ア 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

イ 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

ウ 養鶏施設(鶏の羽数が2,000羽未満の事業場に係るものを除く。)

(3) 食料品製造業の用に供する施設(排水が、日平均排水量50立方メートル未満の事業場を除く。)

(4) パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設

(5) 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント

(6) 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設

(7) ゴルフ場

(8) 廃油処理業の用に供する施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)

(9) 自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。)

の用に供する洗車施設(排水が、日平均排水量50立方メートル未満の事業場及び次号に掲げるものを除く。)

(10) 自動式車両洗浄業の用に供する施設(排水が、日平均排水量50立方メートル未満の事業場を除く。)

(11) 一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設

(12) 前各号以外で町長が紀北町環境保全審議会の意見を聴き、特に必要と認めたもの

(適用除外)

- 第6条 条例第7条第2項第3号の生活環境を損なわないと考えられる事業は、次に掲げるものとする。
- (1) 条例施行前に既に設置されている廃棄物の処理施設等又は条例第7条第1項の規定により設置された廃棄物の処理施設等のうち、施設の改修又は増設をする場合にあって第4条第2項に該当しないもの
  - (2) 次に掲げる者が行う公益の用に供する事業に伴う土地の埋立て等(事業区域から運搬距離 50 キロメートルを超える場所で発生した土砂による土地の埋立て等を除く。)
    - ア 森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)第3条に規定する森林組合が行う林業振興に関する整備
    - イ 土地改良法(昭和 24 年法律 195 号)第5条に規定する土地改良区が行う農業振興に関する整備
    - ウ 高速道路株式会社法(平成 16 年法律第 99 号)第1条に規定する者が行う道路及び附帯施設に関する整備
    - エ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の2第3項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う整備
    - オ 公衆の日常生活に欠くことができない道路、鉄道、上下水道、電力網及び通信網を所管する者が行う公益的な基盤に関する整備
  - (3) 土地所有者が自ら居住する建築物を建築するために行う土地の埋立て等
  - (4) 当該区域内及び隣接地から発生した土砂等を用いた土地の造成又はこれに類する土地の埋立て等
  - (5) 町内で発生した土砂等を用いた土地の埋立て等のうち、基盤面から1メートル以内の盛土をするもの
  - (6) 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)、砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)その他の法令等に基づく許可等により採取、搬入及び保管された土砂等の一時的な堆積行為
  - (7) 運動場、駐車場及び道路その他施設の本来の機能を保持する目的で通常の管理行為として行う埋立て等
  - (8) 農地の保全や農業経営の改善を目的とした土地改良(以下「農地改良」という。)のうち、次のいずれにも該当する土砂等の埋立ての行為
    - ア 農地改良の承認を得るため、紀北町農業委員会に届け出るもの
    - イ 農作物の生育に適した耕作土が確保されるもの
    - ウ 工事期間が 60 日以内であるもの
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、これらに類すると町長が認める事業
- 2 条例第7条第2項第4号に規定する他の法令等の許可を受ける事業は、次に掲げるものとする。
- (1) 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例(平成 20 年三重県条例第 41 号)第 16 条に規定する事業で、計画段階から地域住民との合意を図りながら進められる事業
  - (2) 三重県汚染土壤処理業に関する指導要綱(平成 30 年三重県要綱)の手続により進められる事業
  - (3) 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例(令和元年三重県条例第 26 号)第9条の許可を受ける事業
  - (4) 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第9条第7号に規定する法令又は条例の規定による許可、認可及びその他の処分による土地の埋立て等(事業区域から運搬距離 50 キロメートルを超える場所で発生した土砂による土地の埋立て等を除く。)
  - (5) 紀北町水道水源保護条例(平成 22 年紀北町条例第9号)第7条の協議に係る事業
  - (6) 紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例(平成 17 年紀北町条例第 174 号)第9条の許可を受ける事業
  - (7) 法令若しくは条例の規定又はこれらに基づく処分の義務の履行として行う土地の埋立て等(開発行為の届出)
- 第7条 条例第7条第3項に規定する開発行為の届出は、開発行為届出書(様式第1号)によるものとする。
- 2 前項の規定による届出には、次に掲げるもののうち、町長が必要と認めるものを添付しなければならない。
- (1) 開発行為計画書(様式第2号)
  - (2) 事業区域を示す図面及びその付近見取図
  - (3) 公図の写し及び周囲の土地利用状況
  - (4) 開発行為をしようとする者が法人である場合は、その法人の定款及び登記事項証明書
  - (5) 土地の登記事項証明書
  - (6) 開発事業者が、事業区域の土地の所有者等でない場合は、開発行為の事業契約書の写し
  - (7) 事業区域に係る土地権利者の承諾書(様式第3号)及び印鑑登録証明書

- (8) 事業者の印鑑登録証明書(事業者が法人の場合は、当該法人に係る印鑑登録証明書)
- (9) 開発行為に係る搬入経路図及び付近の路面等の状況が確認できる現況写真
- (10) 現況平面図及び現況縦横断面図並びに計画平面図及び計画縦横断面図
- (11) 事業区域の境界明示図又は境界くい確定図及び境界くいの写真
- (12) 条例及びこの規則を遵守し、当該事業により、道路、水路等の公共施設を破損した場合は、早急に復旧することの誓約書(様式第4号)
- (13) 工程表
- (14) 道路管理者との協議済書類
- (15) 関係地域の住民及び事業区域に隣接する土地所有者への事業説明経過書類(土地の埋立て行為等の場合)
- (16) その他町長が必要と認める書類及び図面
- (17) 前各号の添付に必要な書類がそろわない場合にはその理由書

(事業説明会の開催)

第8条 開発配慮事業者は、条例第8条第1項に規定する事業説明会を開催するときは、事業説明会実施計画書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 開発配慮事業者は、前項に規定する事業説明会を開催したときは、開催した日から7日以内に、その結果を事業説明会実施報告書(様式第6号)により、町長に報告しなければならない。

3 事業説明会の説明を要し、意見を述べることができる土地周辺関係者は、次に掲げるものをいう。

- (1) 事業区域が位置する関係地域(以下「事業関係地」という。)に住所を有する者
- (2) 事業関係地に事務所又は事業所を有する者
- (3) 事業関係地の事務所又は事業所において勤務する者
- (4) 事業区域に隣接する土地を所有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、開発行為に係る事業区域に利害関係を有する者

(環境への配慮報告等)

第9条 開発配慮事業者は、条例第9条第1項に規定する説明会の意見を踏まえた対応をする事項は、環境配慮報告書(様式第7号)により、町長に報告しなければならない。

2 条例第9条第3項の規定による開発配慮事業者への対応の求めは、環境配慮報告書のあった日から起算して30日以内に環境配慮通知書(様式第8号)により行うものとする。ただし、前項の環境配慮報告書に補正を求めたとき、又は条例第9条第4項の規定による紀北町環境保全審議会に意見を求めたときには、当該補正に要した日数及び審議に要した日数は、当該期間に算入しない。

3 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。

(土地埋立て等で必要な処置)

第10条 土地開発事業者は、条例第10条第1項第1号に規定する埋立て等に使用する土砂等(以下「当該土砂」という。)が安全であることを証明するため、次に掲げる書類等を、埋立て開始前までにあらかじめ町長に提出しなければならない。

(1) 町内で発生した当該土砂(町外で発生し一時保管や仮置き等がされたものを除く。)にあっては、発生場所ごとに発生元が特定できる書面

(2) 町外で発生した当該土砂にあっては、発生場所ごとに次の書面  
ア 土地の所有権その他の権限に基づき当該土砂を発生させる者が発行する土砂等発生元証明書(様式第14号)

イ 当該土砂が第3条に規定する基準内の土砂等であることを証するもの

ウ 当該土砂が改良土のときには、水素イオン濃度が基準内の範囲であることを証するもの

(3) 町が土壤の安全性を確認するために求めたときには、町立会いのもと採取する土砂、排水等の検体

(4) その他町長が必要と認める情報

2 条例第10条第1項第2号に規定する土砂等の流出等の防止に必要な措置の指導及び助言の構造基準は、別表に定めるとおりとする。ただし、他の法令等に基づく許可が必要な事業であって、その法令により遵守する構造上の処置が図られる場合を除く。

3 条例第10条第1項第3号に規定する標識は、土砂等による土地の埋立て等に関する標識(様式第9号)とし、通行人から容易に見える位置に設置しなければならない。

4 条例第10条第1項第4号に規定する関係地域の住民は、次に掲げるものをいう。

(1) 事業区域が所在する区域の自治会

(2) 事業区域から100メートル以内の土地に現に居住する住民

(3) 事業区域から 100 メートル以内の土地の事務所又は事業所に勤務する者

5 条例第 10 条第 1 項第 4 号に規定する関係地域の住民及び事業区域に隣接する土地所有者への事業説明は、次に掲げる事業内容について周知し、理解を得られるよう努めなければならない。

(1) 事業区域の位置及び面積

(2) 工事の内容

(3) 土砂搬入量、搬入期間及び搬入方法

(4) 災害発生防止対策の内容

(5) 生活環境の保全対策の内容

(開発行為の変更届)

第 11 条 条例第 14 条の開発行為の変更の届出については、条例第 7 条から第 10 条までの規定を準用する。この場合において、様式第 1 号及び様式第 2 号をそれぞれ「開発行為変更届出書」及び「開発行為変更計画書」と読み替えるものとする。

(開発行為の完了届)

第 12 条 条例第 15 条に規定する開発行為の完了の報告は、開発行為完了届出書(様式第 10 号)により行うものとする。

(地位の継承の届出)

第 13 条 条例第 17 条の規定による届出は、事業主地位継承届出書(様式第 11 号)により行わなければならぬ。

(指導又は命令等)

第 14 条 条例第 18 条第 1 項の条例違反及び同条第 2 項に規定する生活環境を著しく損なう行為への指導又は勧告の方法は、次に掲げるものによる。

(1) 条例違反及び生活環境を著しく損なう行為が確認された場合は、口頭により指導を行うもの

(2) 前号の指導を受けた日から一定の期間を経過しても改善又は必要な措置がとられないときは、勧告(命令)書(様式第 12 号)により勧告を行うもの

2 前項第 2 号の勧告において、改善又は必要な措置がとられないときは、勧告(命令)書により条例第 18 条第 3 項に規定する停止又は必要な措置の命令をする。ただし、次の各号のいずれかに該当(以下「連携事案」という。)するときは、連携事案を所掌する国及び地方公共団体に対し、条例第 25 条に基づき必要な措置を講ずるよう求めるとともに、その対応を委ねなければならない。

(1) 条例第 6 条に規定する関係法令の目的と効果を阻害してしまうもの

(2) 条例第 7 条第 2 項第 4 号に規定する他の法令等の許可の権限に係るもの

(3) 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 8 条に規定する土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止に係るもの

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、これらに類すると町長が認めるもの

3 第 1 項第 2 号の勧告書及び前項の命令書を交付したときは、町長は、相手方から受領書(様式第 12 号の 2)を徴するものとする。

(公表)

第 15 条 条例第 19 条の規定による公表は、公衆の縦覧その他の方法により行うものとする。

(立入調査等)

第 16 条 条例第 20 条第 2 項に規定する調査員の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第 13 号)によるものとする。

(審議会の会議)

第 17 条 条例第 22 条の紀北町環境保全審議会(以下「審議会」という。)の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員を委嘱又は任命した後最初の審議会の会議は、町長が招集する。

(審議会の庶務)

第 18 条 審議会の庶務は、環境管理課において処理する。

(補則)

第 19 条 この規則の施行について、必要な事項は、別に定める。

別表（第10条関係）

土地埋立て等の構造基準

種別	処置
埋立ての構造	<p>(1) 埋立て等の法面の勾配を 30 度以下とすること。</p> <p>(2) 埋め立て等の高さを 15 メートル以内とすること。（三重県宅地等開発事業に関する技術マニュアルの盛土の章による盛土法面の安定性の検討と確保がされるものは除く。）</p> <p>(3) 埋立て等の高さが 5 メートル以上である場合は、高さ 5 メートルごとに幅 1 メートル以上の小段を設けること。</p> <p>(4) 埋立て等完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないよう、締固めその他の必要な措置を講ずること。</p> <p>(5) 滑りやすい土質の層がある土地において施工する場合は、滑りが生じないよう、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。</p> <p>(6) 著しく傾斜をしている土地において施工する場合は、滑り面とならないよう、地盤の斜面に段切り等の措置を講ずること。</p>
埋め立てる土砂等の性質	<p>(1) 廃棄物及び廃棄物混じりではないこと。</p> <p>(2) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年建設省令第 19 号）別表第 1 に掲げる第 1 種建設発生土、第 2 種建設発生土又は第 3 種建設発生土に該当するものであること。</p> <p>(3) 前号の建設発生土が改良土のときには、水素イオン濃度指数 4 以上 9 以下の範囲（検査の方法は「地盤工学会基準」の土懸濁液の pH 試験方法による。）であること。</p>
事業区域の状況により必要となる構造	<p>(1) 擁壁を用いる場合は、構造を宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の規定に適合するものとすること。</p> <p>(2) 事業区域の地下水及び雨水その他の地表水を有効かつ適切に排出することができるよう、排水施設を設置すること。</p> <p>(3) 埋立て等完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じる場合にあっては、擁壁の設置、石張り、植生工等によって風化その他の侵食に対して保護する措置を講ずること。</p>

事業区域の状況により必要となる構造とは、「盛土法高が 15 メートルを超える場合」「盛土が地山からの湧水、地表水の影響を受けやすい場合」「盛土が崩壊すると隣接地に重大な影響を与えるおそれがある場合」のほかこれに類する状況をいう。